

御野場病院通所リハビリテーション運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 医療法人正観会が開設する御野場病院（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕運営の方針)

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、改善並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当っては、秋田市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前 2 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（1999年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（2006年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一 名 称 御野場病院 通所リハビリテーション

二 所在地 秋田市御野場二丁目14番11号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

二 従業者

① 医師 常勤1名以上

② 理学療法士 常勤2名以上

③ 作業療法士 常勤1名以上

④ 言語聴覚士 常勤1名以上

⑤ 介護職員 常勤1名以上

⑥ 看護師 非常勤1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）は除く。

二 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

三 サービス提供時間

(月曜日～金曜日)

1 単位目：午前9時00分から午前10時20分（1時間20分）

2 単位目：午前10時25分から午前11時45分（1時間20分）

3 単位目：午後1時20分から午後4時20分（3時間）

(土曜日)

1 単位目：午前9時00分から午後12時00分（3時間）

2 単位目：午後1時20分から午後4時20分（3時間）

第4章 指定通所の利用定員

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員は、
1時間20分サービス提供時15人、3時間サービス提供時20人とする。

第5章 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供方法、内容及び 利用料その他の費用の額

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供方法)

第7条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ
利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した
文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第8条 居宅サービス計画〔介護予防サービス・支援計画〕が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所
リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供する。

2 利用者が居宅サービス計画〔介護予防サービス・支援計画〕の変更を希望する場合は、当該利用者に係る
居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第9条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たっては、利用者に係
る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれて
いる環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第10条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たっては、居宅介護支
援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者
又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報
の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 1 1 条 正当な理由なく指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を拒まない。
ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定通所リハビリテーション
[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供が困難と認めた場合は、他の指定通所リハビリテーショ
ン[指定介護予防通所リハビリテーション]の紹介など、必要な措置を講じる。

第 1 2 条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を求められた場合には、被
保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要
介護認定等の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法第 7 3 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その
意見に配慮して、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]を提供する。

第 1 3 条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供に際し、要介護認定等を受
けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない
場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援（これに相当と認めるときは、要介護認定等相当するサービスを含む。）が利用者に対して
行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利
用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 3 0 日前にはなされるよう必要な援助を行う。

第 1 4 条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供の開始に際し、利用申込者
が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第 4 1 条第 6 項及び介護保険法施行
規則第 6 4 条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受
領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の内容）

第 1 5 条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容は次の通りとする。

- 一 健康状態の確認
- 二 機能訓練サービス
- 三 送迎サービス
- 四 相談、助言等に関すること

※ 1 時間～ 3 時間のサービス提供のため、入浴および食事サービスは行わないこととする。

（指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の利用料等）

第 1 6 条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]を供した場合の利用料の額は厚生
労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテ
ーション]が法定代理受領サービスであるときは、その 1 ～ 3 割の額とする。

- 2 利用料のほかに次の費用を実費徴収する。

- 一 オムツ代
- 二 その他（日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者に負担させるのが適当と認めら
れるもの）

- 3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を
した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 4 第 1 項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提
供証明書を利用者に対して交付する。

第17条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]を提供した際には、当該指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の事業の実施地域は、秋田市南部地域（御野場、仁井田、四ツ小屋、御所野、牛島、大住、上北手、山手台）、および茨島、卸町、豊岩（石田坂、居使）、新屋（大川町、元町、表町、扇町、渋谷町、沖田町、田尻沢町、高美町、鳥木町、前野町、比内町）、檜山（愛宕下、城南町、城南新町）、河辺（北野田、和田、戸島、畑谷）、雄和（芝野、田草川、本田）の地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(事故等防止)

第19条 利用者の送迎は、事故等防止のため従業者が玄関まで行う。

2 リハビリテーション実施の際は、転倒事故防止の為細心の注意を払うこと。

(リハビリテーションサービスの制限)

第20条 医師の診察の結果、リハビリテーション等を控えたほうがいいと判断した場合は、利用者とその旨を伝えサービスの利用を制限することがある。

(禁止行為)

第21条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 飲食物を持ち込むこと。
- 二 秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 三 指定した場所以外で火気を用いること。
- 四 けんか、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、年2回避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が、正当な理由なく指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、または偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

（勤務体制の確保）

第24条 利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]を提供できるよう、事業所の従業員の勤務体制を定める。

2 事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上従業員の質的向上を図るため、研修機会を設け、業務体制を整備する。

（衛生管理等）

第25条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

（秘密保持）

第26条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第27条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第28条 提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第29条 利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その措置の内容については記録するものとする。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第30条 従業者は、現に指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じる。

(記録の整備と保存)

第31条 事業者は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]計画、提供したサービスの内容の記録、市町村への通知に係る記録、苦情内容の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 5 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及び、まん延防止のための措置)

第33条 事業所は感染症の予防及び、まん延防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果等について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において従業者に対し感染症の予防及び、まん延防止のための研修・訓練を定期的実施する。
- 4 事業所は従業者に対し年1回以上の健康診断を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所は従業者に対し業務継続計画について説明・周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等の防止のための措置)

第35条 ハラスメント等の対策に関する事業所の責務を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- 1 従業者に対するハラスメント等の指針の周知・啓発を実施する。
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備する。
- 3 その他、ハラスメント等の防止のために必要な措置の実施。

(その他)

第36条

事業所は全ての通所介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

第37条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人正観会と指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成24年11月1日より施行する。

平成27年 4月1日改訂

平成30年 9月1日改訂

令和2年 10月1日改訂

令和3年 10月11日改訂

令和4年 4月1日改訂

令和5年 4月1日改訂

令和6年 3月31日改訂

令和7年 1月1日改訂

令和7年 4月1日改訂